

不法投棄防止の支援事業実施要綱

(目的)

第1条 行為者不明等により放置された廃棄物で、不法投棄の誘発や地域の景観に支障がある等の理由により、自治会等の地域住民が自主的に廃棄物撤去を行った場所の不法投棄再発防止を目的とする。

(助成対象)

第2条 滋賀県が実施する「地域協働原状回復事業」を活用し、不法投棄廃棄物を撤去した自治会、地域団体等に対して、原状回復後の状態を維持するための啓発看板設置費用、消耗品等の購入費用の助成を行う。

(助成額)

第3条 助成額は、1件50,000円を限度とし、「地域原状回復事業」を活用した年度で1回限りとする。

(助成金の申請)

第3条 第2条に規定する助成を受けようとするときは、不法投棄防止の支援事業助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添え、理事長に提出しなければならない。

- (1) 地域ごみ対策会議の採択通知の写し
- (2) 助成対象の領収書の写し
- (3) 助成対象物の写真

(決定の通知)

第4条 理事長は、第3条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、すみやかに不法投棄の支援事業助成金交付決定通知（別記様式第2号）をするものとする。

(助成金の交付)

第5条 第4条の通知を受けた申請者は、すみやかに不法投棄防止の支援事業助成金交付請求書（別記様式第3号）を理事長に提出するものとし、理事長は、適正と認めるときは助成金を交付するものとする。

2 理事長は、申請者が助成金を他の用途に使用した場合、交付した助成金の全額または、一部の返還を命ずることができる。

(助成事業等の遂行)

第6条 申請者は、助成金交付の決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって事業等を行うものとし、助成金を他の用途に使用してはならない。

(成果報告の提出)

第6条 申請者は、不法投棄防止の支援事業成果報告(別記様式4号)を理事長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

1. この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

様式第1号

不法投棄防止の支援事業助成金交付申請書

平成 年 月 日

公益財団法人滋賀県環境事業公社
理事長

様

(申請者)

住 所

団体名

代表者

T E L

印

不法投棄防止の支援事業実施要綱第3条の規定に基づき、平成 年度の不法投棄防止の支援事業助成金の交付を下記のとおり申請します。

記

1. 交付申請額 金 円
2. 助成対象
(金額) (金 円)
3. 不法投棄を撤去した場所および撤去日

(添付書類)

- ・地域ごみ対策会議の採択通知の写し
- ・助成対象の領収書の写し
- ・助成対象の写真

様式第2号

滋環公第 号
平成 年 月 日

様

公益財団法人滋賀県環境事業公社
理事長

不法投棄防止の支援事業助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました平成 年度の不法投棄防止の支援事業助成金について、下記のとおり交付することに決定しました。

記

1. 交付決定額 金 円
2. 助成対象
(金額) (金 円)
3. 不法投棄の再発を防止する場所

様式第3号

不法投棄防止の支援事業助成金交付請求書

平成 年 月 日

公益財団法人滋賀県環境事業公社
理事長 様

(請求者)

住 所

団体名

代表者

印

T E L

平成 年 月 日付けで交付決定のありました平成 年度の不法投棄防止の支援事業助成金について、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 金 円 ※50,000 円を限度
2. 助成の対象物
(金額) (金 円) ※設置費用等を記入
3. 不法投棄の再発を防止する場所
4. 振込先
(銀行名・支店名) 銀行 支店
(口座番号)
(口座名義人)
フリガナ

様式第4号

不法投棄防止の支援事業成果報告書

平成 年 月 日

公益財団法人滋賀県環境事業公社
理事長 様

(報告者)

住 所

団体名

代表者

T E L

印

平成 年 月 日付けで交付決定のありました平成 年度の不法投棄防止の支援事業の成果について報告します。

記

1. 交付金額 金 円
2. 助成対象
3. 不法投棄の再発を防止する場所
4. 3カ月経過後の現況を記入してください。

(添付書類)・現況写真

※ この報告書は、交付決定日から3カ月が経過した時点で提出してください。